

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例
に基づく社会復帰等支援に活用する受刑者情報の提供等に関する覚書

法務省矯正局成人矯正課長（以下「甲」という。）と福岡県人づくり・県民生活部長（以下「乙」という。）は、標記について、下記のとおり確認する。

記

1 基本的事項

- (1) 乙は、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（以下「条例」という。）第18条及び第19条の規定に基づき、性犯罪加害者に対する社会復帰等支援を行うに当たり、当該性犯罪加害者が条例に基づく社会復帰等支援の対象者であるか否かを確認する必要があること。
- (2) 乙が(1)を確認するためには、甲の所管する刑事施設が保有する受刑者に関する情報（以下「性犯罪加害者情報」という。）が必要であること。
- (3) 乙は、福岡県内に住所又は居所を定める、又は定めようとする性犯罪加害者に対して、条例に基づく社会復帰等支援について漏れなく周知することが必要であること。
- (4) 乙は、条例施行後の運用状況等をまとめ、施策等の検証を行うため、満期出所者の届出状況を把握することが必要であること。

2 性犯罪加害者情報の範囲

乙が、甲に対し提供を求める情報は、条例の規定により福岡県知事に対し住所等の届出を行った者（以下「届出者」という。）から申告がなされた条例第2条第2項第10号に掲げる者に対する同条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項の罪に限る。）及び第6号の罪（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条第1項及び第2項の罪に限る。）により受刑又は処分した事実の有無並びに当該事実がある場合における罪名及び刑期の満了した日とすること。

3 性犯罪加害者情報の甲から乙への提供

乙が、届出者の同意書を添えて、甲に対し2に定める性犯罪加害者情報の照会を行ったときは、甲は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号の規定に基づき、その所管する届出者が出所した刑事施設において、乙に対し情報を提供すること。

4 性犯罪加害者情報の使用目的

乙は、3により提供された性犯罪加害者情報を、条例第17条第4項に規定する使用目的の範囲内で使用すること。なお、乙において使用目的の範囲を超えて使用し、又は外部に提供する必要があるときは、あらかじめ甲に協議すること。

5 性犯罪加害者情報の管理

- (1) 乙は、甲から提供を受けた性犯罪加害者情報を、届出者の改善更生、社会復帰等の妨げとならないよう、配慮して取り扱うこと。
- (2) 乙は、甲から提供を受けた性犯罪加害者情報を、個人情報保護に関する法律、福岡県個人情報保護に関する法律施行条例、その他の関係法令及び関係内部規程に基づき厳正に管理するとともに、性犯罪加害者情報を閲覧することができる者を必要最小限の範囲の職員に限定すること。

6 条例の周知及び施策の実施・検証への協力

- (1) 乙が条例に基づいて行う住所等届出制度や社会復帰等支援について、甲は所管する施設・機関に対して、その周知に努めること。
- (2) 乙が再犯防止支援施策を実施するにあたり、甲は、取組状況等について可能な範囲で乙との情報交換に努めること。
- (3) 乙が満期出所者の届出の状況等を調査する場合、甲は所管する施設・機関に対して、その協力を働きかけること。

7 効力の発生時期

本覚書は、令和6年11月1日から効力を生じることとし、令和2年5月1日付け「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例に基づく社会復帰等支援に活用する受刑者情報の提供等に関する覚書」は、令和6年11月1日をもって廃止すること。

本覚書を証するため、本文書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年11月1日

甲 法務省矯正局成人矯正課長 森田 裕一郎 印



乙 福岡県人づくり・県民生活部長 浦田 智子 印

